

(51)租税特別措置法に基づく事務手数料 別表52(抜粋)		
手数料名		金額(円)
(2)	租税特別措置法第28条の4第3項第6号もしくは第63条第3項第6号または第31条の2第2項第16号二もしくは第62条の3第4項第16号二に規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査の手数料	
	ア 新築住宅の床面積の合計が100㎡以下の場合	5,500
	イ 新築住宅の床面積の合計が100㎡を超え500㎡以下の場合	7,500
	ウ 新築住宅の床面積の合計が500㎡を超え2,000㎡以下の場合	11,000
	エ 新築住宅の床面積の合計が2,000㎡を超え10,000㎡以下の場合	35,000
	オ 新築住宅の床面積の合計が10,000㎡を超え50,000㎡以下の場合	43,000
	カ 新築住宅の床面積の合計が50,000㎡を超える場合	58,000
(3)	租税特別措置法等の一部を改正する法律附則第20条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる平成10年改正措置法第1条の規定による改正前の租税特別措置法第63条の2第3項第2号に規定する住宅の新築が良質な住宅の供給に寄与するものであることについての認定または平成10年改正措置法附則第20条第4項の規定によりなおその効力を有することとされる旧租税特別措置法第63条の2第3項第2号に規定する住宅の新築が良質な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査の手数料	
	ア 新築住宅の床面積の合計が100㎡以下の場合	5,500
	イ 新築住宅の床面積の合計が100㎡を超え500㎡以下の場合	7,500
	ウ 新築住宅の床面積の合計が500㎡を超え2,000㎡以下の場合	11,000
	エ 新築住宅の床面積の合計が2,000㎡を超え10,000㎡以下の場合	35,000
	オ 新築住宅の床面積の合計が10,000㎡を超え50,000㎡以下の場合	43,000
	カ 新築住宅の床面積の合計が50,000㎡を超える場合	58,000